

議案第 132 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

へき地診療手当	伊賀市国民健康保険阿波診療所に 1 月に 15 日以上勤務したとき。	月額	250,000 円
往診手当	診療所に勤務する医師が在宅患者を往診したとき。	1 件	6,000 円

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。